

令和 6 年 12 月 24 日

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

彦根市長 和田 裕行

市町村名 (市町村コード)	彦根市 (25202)	
地域名 (地域内農業集落名)	南三ツ谷町 (南三ツ谷町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第 1 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落内に 2 法人と 2 戸の認定農業者がおり、地域、概ね 85 % を耕作している。その他に集落外から 4 法人が残り耕作している。平成 29 年から耕作者で多数回話し合い集約化を進め、平成 31 年度作付けより今の土地利用図により経営を行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

栽培作目、栽培様式の統一は求めず、各農業経営体の営農方針に従う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	98.97 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	98.97 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

南三ツ谷町における農業振興地域内農用地の水田（青地の水田）を南三ツ谷町地域計画のエリアとする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
作業効率が向上する方向性を基本に、耕作地の交換等により、集積、集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内の農地について、目標地図に基づいた農地中間管理機構による貸借を原則とする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
令和3年度新規事業として基盤整備事業に取り組み、排水路及び暗渠排水を中心に整備を行っている。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農希望があれば、協議に応じる。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦世代をつなぐ農村まると保全向上対策（多面的機能支払交付金）